

中小企業政策審議会
第2回中小企業経営支援分科会

議 事 録

中小企業庁経営支援課

中小企業政策審議会
第2回中小企業経営支援分科会

議事次第

日 時：平成25年12月13日（金）10:00～12:01

場 所：経済産業省本館17階 国際会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1)松島副大臣挨拶

(2)中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて

(3)産業競争力強化法に係る中小企業関連の指針について

(4)中小企業政策審議会 小規模企業基本政策小委員会での検討状況について

(5)その他

3. 閉 会

○矢島部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」を開催したいと存じます。大浦委員は少しおくれて到着というところでございます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます中小企業庁経営支援部長の矢島でございます。

本日は、松島経済産業副大臣に御出席いただいております。初めに、松島経済産業副大臣より御挨拶をお願いします。

○松島副大臣 おはようございます。今日も朝から多くの皆様に全国からお越しいただきまして本当にありがとうございます。座らせていただきます。

今日の分科会では、前回、諮問させていただきました中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定の見直しにつきましても、伊丹先生の御指導のもとで、多くの専門家の参加をいただきまして作業を進めていただきました。その新しい技術指定案に基づいて審議をいただきたいと思っております。

そしてまた、今月初めに私たちがこの臨時国会で一番の目玉と考えておりました産業競争力強化法を成立させることができました。日本を世界で一番企業活動しやすい国にする、日本をよみがえらせる、それが願いでございますが、この産業競争力強化法の中で、中小企業政策で指針を3つ作るようになっております。この中身の御報告と御相談をさせていただきたいと思っております。

3つ目といたしまして、12月10日、今週の火曜日ですが、中小企業政策審議会、いわゆるこの親会におきまして報告されました小規模企業基本政策小委員会の議論の状況、中身に関しまして報告をさせていただきます。盛りだくさんの議題を御審議いただきたいと思っております。それぞれのお立場、経営者だったり、自治体の首長だったりあるいは弁護士の方、いろいろなお立場の方々、この会に入ってきていただいておりますので、中小企業、そして小規模事業、家族経営の小さいところ、私の地元が5人以下の小さな会社が地域を支えているというか、日本の経済、雇用を支えておりますので、そういったところへの目配りも含めまして、経営支援政策についてまた忌憚のない御意見を賜ることができればと思っております。

なお、私たちの政権の日本再興戦略の中で、2020年までに黒字の中小企業・小規模事業者を現在の70万社から140万社にふやす、倍増させるという目標を掲げております。成長分野での参入の支援などによりまして、中小企業・小規模事業者が一層活躍できるように取り組んでまいりたいと思っております。

なお、ちょっと長くなりますが、今回の産業競争力強化法の中で中小企業の皆さんにいろいろな情報をお知らせするためにも、そしてまた、地域において創業を促進するためにも、民間ノウハウを活用したワンストップ創業支援体制を、創業をしようとする方々の身近なところに整備する、あるいは中小企業の事業再生の支援を行うために既存の中小企業再生支援全国本部の機能拡充などを行う予定にしております。

小規模企業基本法、これは名前はまだ正式には決めておりませんが、これにつきましてはこれまで4回にわたり小規模企業基本政策小委員会で検討いたしまして、10日には中小企業政策審議会においても活発に議論していただいたところでございます。また、小さな企業成長本部の地方会合も、これは私も旭川で参加させていただきましたけれども、これもずっと開催してまいりまして、きょうの午後には、この小さな企業成長本部の本部員会合を予定しているところであります。それらの意見も踏まえながら来年の通常国会提出を目指して、最後の法案づくりの詰めに入ってまいりたいと思っております。

今後とも、皆様に活発な議論をしていただきまして、中小企業・小規模事業政策の推進にお力をいただきますように、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○矢島部長 副大臣、ありがとうございました。

それではまず、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。資料は資料一覧のとおりでございますが、資料番号の1から6、それと参考資料の1から4を配布させていただいております。資料を御確認いただきまして、不足等ございましたら、お申しつけいただければと存じます。

1点だけ、参考資料1ということで、カラー刷りのものを入れさせていただいておりますが、先般、閣議決定いたしました25年度補正予算の内容でございますので、お時間があるときにお目通しいただければと存じます。

次に、議事に入ります前に1点御報告させていただきます。前回御審議いただきました平成25年度中小企業支援計画でございますが、中小企業政策審議会、岡村会長に御報告申し上げまして、平成25年10月11日付で経済産業大臣宛答申がされております。その後、都道府県等へ通知、官報への告示を行ったことを御報告申し上げます。

次に、本日の議事について御説明申し上げます。先ほど副大臣の御挨拶にもありましたところでございますが、まず、前回諮問させていただきました中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しに関する御審議。今月初めに、国会で成立いたしました産業競争力強化法に基づき規定される指針に関する御報告。そして、先日中小企業政策審議会において報告された小規模企業基本政策小委員会の議論の状況についての御報告をさせていただくこととしております。

また、鶴田分科会長に事前に御相談をさせていただき、議事の「がんばる中小企業・小規模事業者・商店街表彰」についてでございますが、こちらのほうにつきましては事業者・商店街を選定するための意思形成過程の途中にあるという内容でございますので、公表することにより意思形成過程に支障を生ずるおそれがありますため、非公開で行うこととさせていただきます。

なお、今回の議事については、後日議事要旨をもって公表いたしますが、当該議事に関する議事録及び資料は同様の理由により非公開とさせていただきます。

次に、本日の出席委員でございますけれども、お配りしております座席表のとおりとなっておりますが、中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見

直しについて及びがんばる中小企業・小規模事業者・商店街についての議事に関しまして、鶴田分科会長に事前に御相談させていただいた上で、今回の検討に御尽力いただきました沼上幹一橋大学大学院商学研究科教授にも有識者として御参加いただいておりますので、御紹介申し上げます。

○沼上有識者 沼上でございます。よろしくお願いいたします。

○矢島部長 ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行については、鶴田分科会長にお願いしたいと存じます。分科会長、よろしくお願いいたします。

○鶴田分科会長 分科会長を仰せつかっております鶴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて」、また、「産業競争力強化法に係る中小企業関連の指針について」と、「中小企業政策審議会 小規模企業基本政策小委員会での検討状況について」の3つの議題について説明をしていただきたいと思います。その後、3つの議題について委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思います。

まず、「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術指定等の見直しについて」、事務局より内容説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○平井課長 事務局のほうで技術を担当させていただいております、創業・技術課長、平井でございます。御説明申し上げます。

資料に関しましては、資料3の中小ものづくり高度化法に基づく技術の指定の見直しでございます。

1ページめくっていただきますと、前回御審議いただきました見直しの背景になります。前回御説明してございますので、省略させていただきます。

今回の体制の見直しにつきまして、次の3ページ目が事務局のほうで整理させていただいた体系でございます。こういう形に整理させていただくに当たりましては、前回のこちらの分科会で、委員の中から非常に御専門性が高い伊丹委員に直接御指導いただくということで御審議いただいたところでございます。実際に、伊丹委員を委員長としまして、我々事務局のタスクフォース、作業チームを編成させていただきまして、実に多くの有識者の先生方にも御議論を進めさせていただいたところでございます。その中でも全体的な整理でありますとか分類に関しまして、直接に御指導いただきましたのが、今日オブザーバーで御出席いただいております沼上先生でございますので、伊丹先生、沼上先生に心より感謝申し上げますとともに、この後、内容については両先生のほうからコメントいただきたいと思います。

事務的に、概要を御説明申し上げたいと思います。

今回の見直しの大きな流れは2つでございます。1つは、中小企業が自分がどういう立ち位置なのか、つまりユーザー産業である川下事業者から見たときにどういうことが期待

されているのだろうか、強みは何なのか、それに対してどういう用途あるいは機能を提供できるのか、そこを再認識していただけるようなガイドラインであるということが1つ目の目的。

2つ目は、特に成長分野でございます医療・健康、環境・エネルギー、航空・宇宙等の成長分野において参入を促していくために、道しるべとなるようなガイドラインを仕上げていくということが、2つ目の目的でございます。

左のほうに並んでおります、これが現行指定されております22の技術分野でございます。非常に中小企業性が高い、中小企業が我が国産業の基盤を担っている技術が書かれています。ただ、一方で、需要側からの視点で見たときに、これをどういうふうに整理するかということが今回の見直しで重要になっております。例えば需要側は切削でつくるか、金型でつくるか、プレスで打ち抜くかという手法を見ているわけではなく、例えば、医療産業であれば精密な形の部品が欲しい、あるいは体に入れても大丈夫のような部品の加工をしてほしいといったニーズがあるわけございまして、そういったニーズを整理したのが右の11分野。今回新しい体系の案では、こういう11のほうで整理させていただかないかなというのが基本的な考え方でございます。

先ほど申し上げましたとおり、精密加工の部分に関しましては右表の2で整理されておりますけれども、従来、金型とかあるいは切削、鍛造といったさまざまな手法でありますものをユーザー視点側からこのように整理させていただいたところでございます。

また、右表は事務局のほうでつけさせていただいた表題案でございます、御審議いただきたいと思っておりますけれども例えば、8. 新材料技術と書かれています。従来例えばファイバー繊維の技術が左表の15であったり、あるいはプラスチック関係でございますと左表の5番といったふうに、それぞれの技術分野ごとに分解しておりましたが、複合的な材料が出てきている、いわゆるカーボンプラスチックファイバーのようなものでございますけれども、そういった技術に対応するような形で、複合的な新しい分野を置かせていただいたというところでございます。

次のページ以降が、技術の詳細な内容でございますが、お時間の関係もありますので、このページ目以降に関しましては、11分野の詳細な説明と目指す方向性が並んでいると御理解いただきたいと存じます。

具体的にそれをガイドラインの案の形に落としましたのが資料4でございます。非常にたくさんの先生方に執筆いただきました。きょうの分科会では全て一言ずつは御紹介できませんが、どういう視点で書かれているかということで御紹介申し上げますと、例えば81ページをあけていただけますでしょうか。81ページの下から3分の1ぐらいのところに、「環境・エネルギー分野に関する事項」ということを書かせていただいております。これは前回この分科会の場でお話ししたときに、ユーザー産業側、川下産業側のニーズということで、西川委員のほうから防災関係、都市防災みたいなことで非常にニーズが高い。そういったニーズをちゃんと反映できるのかという御指摘、御指導いただいたところでご

ざいまして、その後、そういった防災関係で、非常に優れたポンプをつくっていらっしゃるメーカーにヒアリングさせていただきました。

その結果でございますけれども、そういった防災というニーズから見ると、非常用電源装置に用いられているような高層建築に対して、非常用の燃料を高所に上げていくような技術のニーズがあったわけでございます。従来であれば、例えば切削加工によって、ポンプのブレードを磨いて、その作り方に基づいて整理していた話でございますけれども、今回はずばりユーザーのニーズがここにあるという形で、このように整理したものでございます。

ほかも随所にこういったユーザーの視点を盛り込ませていただきまして、この策定に当たりましては、今日ご出席の委員の中でも伊藤委員と浜野委員に直接にヒアリングさせていただき、現地を拝見させていただきながらこういった文章に取りまとめさせていただいたところでございます。

取りまとめに当たっていただきました伊丹委員、沼上委員からぜひ取りまとめの方向性や指針の内容につきまして、御説明を頂戴できればと思います。お願いいたします。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、まず、伊丹委員からお願いいたします。

○伊丹委員 わかりました。

前回分科会では私が、今、御紹介いただきました 22 の現行の技術分野の取りまとめの責任者でもありましたので、今回も継続性を鑑みて、新しい体系についても何かアドバイスをしようと言われましたので、沼上先生にお願いして、具体的なタスクフォースの全体の取りまとめをやっていただき、なおかつ私も 11 にまとめられた新しい観点からの技術の取りまとめというのは、最終的に拝見しております。全く考え方を変えて、ユーザーの側に立った、しかも将来性を感じさせるような技術の命名が行われている、今後の指針になるいい体系ができたと思います。

私、先々週、参議院の経済産業委員会に産業競争力強化法案の参考人で呼ばれましたときにも、実際に質問されたのは関係ないことで、それとは違うことでしたが、この宣伝もしてまいりました。今度、画期的な新技術体系ができますのでどうぞ御期待をとということを書いてまいりました。具体的なより詳しい説明は沼上先生にやっていただきますが、1点だけ、私はきょう審議会の皆さんにも若干御意見をいただいたほうがいいかと思う点がございまして、お手元の資料の 11 の技術分野の中の 8 番目、新材料技術という命名をされた分野がございまして。

新材料といいますと、ちょっと名前が広過ぎて、具体的にそこに書いてございますのは複合機能素材でございます。そういう技術はと下の 2 行の説明にははっきり書いてございますので、本当はこの複合機能素材というような命名にしたほうが、一体何を目指しているのかということがよくわかりやすいので、いいのではないかと。これは審議会で決めることではないのかもしれませんが、最終的にはさまざまな法律上の文言としての適格性とか

いろいろなことの判断がございしますので、決めることではないのかもしれませんが、一応、きょうの提案に関してはそれを感じたということだけを申し添えさせていただきます。

あとは沼上先生、お願いいたします。

○鶴田分科会長 それでは、沼上先生、今回の見直しについて御報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○沼上有識者 僭越でございしますが、私のほうから少しお話をさせていただきます。

伊丹委員長を中心とする12名の検討チームのもとに12個のワーキンググループをつくりまして、11個の技術分野と横断分野のワーキンググループで、合計84名の有識者の方に参加をしていただいて議論していただきました。

最終的に11月25日の検討会議で、この11分野に絞り込んだわけですが、この作業に私もかかわらせていただいて、大変有意義な活動をしてきたと考えております。強く垂直的に連結をされている産業構造から自律的、自発的に行動する緩やかな連結をされた産業構造へ大きく変わるといようなこのタイミングにおいて、企業がみずからの技術について深く捉え直すということが極めて重要な活動だと私は理解しております。その意味で、新しい分類になることによって、現場で若干混乱が起こるのではないかという懸念が示されたところもあるんですけれども、こういう時期に技術を捉え直すという混乱はむしろ価値ある混乱である。そこで大きく捉え直すことによって、次のステップに行けるのだというような議論もございまして、この11分野にして、多くの中小企業の方々に新しい方向をまた考えていただきたい。需要サイドから捉え直すという技術体系の捉え直し方が極めて今後の日本の産業社会にとって重要であるという認識を持って、この11分野に絞り込みをさせていただきました。

以上でございます。

○鶴田分科会長 伊丹委員、沼上先生、ありがとうございました。

次に産業競争力強化法に基づく中小企業関連の指針について、同じく事務局より説明をお願いしたいと思います。

○蓮井課長 中小企業庁企画課の蓮井でございます。本年12月、先ほど副大臣からもお話がございましたけれども、実は2週間ほど前、12月4日に参議院本会議において成立いたしました産業競争力強化法、参考人質疑で伊丹先生にも御足労いただきましたけれども、この法律の概要及びその中で中小企業の支援に関する部分について、指針を策定することが、この法律の中に書いてございます。その御審議の関係で、まず現時点での指針の案の御説明を簡単にさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

お手元の資料5の中の基本的にはまず2つの横長の資料がございしますが、こちらをベースにまず御説明させていただいた上で、1枚飛んだ指針についてという資料、この3種類の資料で御説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

この産業競争力強化法でございしますが、実は、これは平成11年に産業活力再生特別措置法という法律が成立してございます。これをいわばベースにしまして、さらに昨今の3

つの過剰、3つのいろいろな過剰投資ですとかということの問題に対応するために、産業競争力強化という観点で、成長戦略の中に位置づけられたものを実行するための体制をつくる。それから、規制改革や産業の新陳代謝を図っていくといった大きな目的のためのつくった新たな法律でございます。

大きく中身といたしましては4点ございまして、今、申し上げましたように成長戦略、日本再興交流が6月に閣議決定しておりますが、その具体的な実行をきちんと担保していくために、この下の箱がございまして、(1)に「実行計画」というものをつくります。これは「5年間で施策を集中実施」する期間を設けておりまして、そのうち5年の集中実施期間を見越しまして、3年ごとに計画をつくり、それを毎年毎年見直しをかけていくというようなスキームを今回つくるといのがまず大きな柱でございます。

ここにつきまして、責任担当大臣を設けまして、規制改革等についてちゃんとこの大臣にやっていただくということを担保するための措置でございます。

(2)が「規制改革」でございまして、この中で企業単位で企業規制を緩和する。一定の代替措置とバーターという形で規制の緩和を行うという企業実証特例、それから、あること企業さんがやろうとする場合に、これが白か黒かはっきりしない部分につきまして、明確にするためのグレーゾーン解消制度と言われているものを位置づけております。

(3)新陳代謝というところでございまして、大きく3つございまして、「ベンチャー投資の促進」ということで、ベンチャーファンドに出資する企業さんに投資額の8割を準備金として積み立てるとい投資準備金制度の創設。

それから、2つ目の事業再編でございまして、企業が特定の企業分野について切り出して、別の会社とつくって、別の共同会社をつくる。例えば、水力部門を各いろいろな重工メーカーさんが持っている水力部門は切り出してつくるといった場合に対する税制措置を講じる。

それから、3つ目、先端設備投資ということで、今回税制改正でも秋のうちにやりましたけれども、非常に高度な先端設備を投資する際のいろいろな税制上の恩典を講ずるといような大きな新陳代謝あるいは「先端設備投資の促進」ということを行っていく予定でございます。

加えまして、(4)に「その他の関連施策」とございまして、その一番上の箱に字が小さくて恐縮ですが、「地域の中小企業の創業・事業再生の支援強化」とございまして。ここが今回のこの産業競争力強化法における中小企業の担当部分でございます。ここの図でいいますとちょっと小さく見えるんですけども、1枚めくっていただきまして、それを大きくしたのが次でございます。

こちらでございまして、大きくこれについても3つやっていることがございまして。そのうち特に新しい措置したのが2つございまして、「創業等の支援」と「中小企業の経営改善・事業再生の支援強化」ということでございまして。この創業支援につきましては、今回再興戦略におきまして、開業率を10%台、英米並みに持っていきたいという大変野心的

な目標を設定してございます。それに向けまして、全国津々浦々の市区町村で、民間ノウハウを活用したワンストップの支援体制といったものを構築していただく、この支援体制の中で支援を受けて創業された創業者の方に対する登録免許税の支援措置を講ずるというような内容でございます。その際に、この市区町村と民間の方が連携したワンストップ支援体制について、国が認定するというスキームになっておりまして、この認定にかかる基準が指針であらわれてくるところでございます。

2点目が横にございます(2)でございますが、この再生関係であります。これは先ほど申し上げた産活法という法律の中で、平成15年以降、この再生支援協議会というものを設けまして、事業再生に向けた取り組み支援を行っております。これは各県に置いてございますけれども、中小機構、高田委員が理事長でいらっしゃる中小企業に全国本部がございまして、ここで今回、再生支援の体制を強化すると。金融円滑化法の終了後の再生体制を強化するという観点から、中小機構が各県にある協議会の体制をサポートするというところでございまして、例えば、案件を本部自身で設けられるようにするでありますとか、専門家派遣のスキームをより強化する、あるいは各県でやっっている再生支援の状況を評価するといった内容をつけ加えることにしてございます。

あわせて下にございますように、経営改善のサポートということで、従前はこの再生計画を合意する前のつなぎ融資については保証がございましたが、その後の具体的実行段階についての特別な保証はございませんでしたので、そこについても措置をするということが、この「経営改善サポート保証」と書いている内容でございます。

最後、ちょっと小さい字で恐縮なんです、「以上の他に」というところで点々と書いてございますけれども、この既存施策、中小企業の第二会社方式でございます。これは再生状況に至った企業さんが、残った再生の可能性のある事業を別の会社をつくって移し、残った会社はなくしていくということで再生を図るという手法でございます。これも従来の産活法に規定がございまして、それをいわば横に、こちらにも引き続き続けまして、この法律においても引き続きこれを支援するというこの3点が今回の主要な内容でございます。

それで、この3点につきまして、この指針についてという紙になるんでございますけれども、いずれもこの指針に基づきまして、いわばこの創業支援のワンストップ体制、事業再生の支援、第二会社の方式につきまして、国が関与する際の基準をつくる必要がございます。この基準についてちょっと御議論いただくというのがこの指針についてというこの内容でございます。具体的にはこの2ポツにございますように、創業支援事業の、お手元に資料でございますでしょうか。お手元の中小関連の指針についてという縦長の2枚の紙でございます。済みません、ばらばらして申しわけございません。

不手際で失礼いたしました。「産業競争力強化法に基づく中小企業関連の指針について」という2枚紙でございます。今、申し上げたように3つの今回の法律の措置事項につきまして、要は、国が認定する場合の認定基準あるいは関与する場合の基準を策定する必要が

ございます。これにつきましてここに書いてございますが、まず1点目の先ほども出た創業のワンストップ支援体制に関する指針でございますけれども、今、申し上げたとおり、創業支援事業計画の国による認定の基準ということでございます。具体的には、数値目標です。例えばこれくらいの数のこの創業支援体制では支援をする、どんな会社の支援を行う。その上でこれくらいの会社の創業数を目指すといった数値的な目標を定めるということ。それから、創業支援の実施に当たりまして、地域の活性化を図るということ。先ほど申し上げたように、民間との連携したワンストップが重要でございますので、「民間、支援機関等と一貫した支援を行うこと」。そういった支援機関との連携で支援を継続していただくことが重要だということで、こういったことを要件として認定をしていきたいと考えてございます。

2つ目が承継事業再生計画という第二会社方式と先ほど申し上げたものについてでございますが、これは例えば計画終了時点で有利子負債、つまり負債の返済を10年以内でできるようにするといった目標、こういった要件に該当するものについて、これを計画として認定していくということでございますが、これは従前産活法でやってきたことと全く同じ基準でございます。

3点目でございますが、事業再生ということでございますけれども、これも従前事業再生でやってきたことにつきまして、加えて中小機構にございます全国本部の支援を強化するというところで、全国本部でも案件を受けられるようにするでありますとか、それから、全国本部のほうからさらにサポート体制を強化する、専門家派遣が行われるようにするでありますとか、あるいはそれぞれの各47都道府県ございます再生支援協議会での支援の状況を評価するといったことを書き込むことにしてございます。

済みません、ばらばらと申しわけございませんでしたが、これが指針の内容でございます。なお、この指針につきましては、本日は事前の御説明ということでございまして、正式にはこの産業競争力強化法が施行されるのが1月の中旬ないしは下旬でございます。そのタイミングで正式に一応、もう一度諮ることになると思っておりますけれども、その際には施行を早期に行う必要がある観点から、できますれば書面の形で再度皆さんに御報告、御説明させていただきたいと思っております。

指針につきましては、以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

次に、中小企業政策審議会の小規模企業基本政策小委員会での検討状況について、事務局より説明をお願いいたします。

○蓮井課長 では、引き続きまして、済みません、この資料6、これは1枚ものでございます。こちらに基づきまして、現在行っている小規模事業者政策における検討状況について、御説明をさせていただきたいと存じます。横長の資料6でございます。よろしく願いいたします。

1枚めくっていただきまして、これまでの経緯をここに若干記載させていただいており

ます。さきの通常国会におきまして、小規模企業の活性化法という名前の法律が成立いたしておりますが、その中で、小規模な企業、小さな企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築というのを昨年来進めております。その第1弾といたしまして、中小企業基本法の改正を行いまして、その中で小規模企業の意義といたしまして地域経済の安定、経済社会の発展に寄与するという点を位置づけたところでございます。

それを今後、第2弾といたしまして、総合的・計画的な施策推進のための「小規模企業振興基本計画」を定めるといったことを内容とする、小規模企業の振興に向けたそのための「基本法」の制定といった検討を今、始めているところでございまして、このため中小企業政策審議会のもとに、小規模基本政策小委員会というのをつくりまして、9月27日より開催しているところでございます。

これまで4回御議論いただきまして、4回目の小委員会で左下でございますように論点整理をさせていただきまして、それを12月10日に先ほど副大臣からございましたが、中小企業政策審議会の本審議会におきまして、中間的な報告をし、御議論をいただいたところでございます。その内容等を含めて御説明させていただきます。

めくっていただきまして、「小規模事業者政策の基本的視点」ということでございます。この3ページ目でございますように、これまで中小企業政策は戦後復興から始まりまして、高度成長における二重構造、格差の是正、それがバブル崩壊以降の転換期の中で、やる気と能力のある中小企業の支援ということで進めてまいりました。先ほど申し上げたように、さらにその中でよりきめ細かな中小企業、さらに小規模事業者への支援という観点から、ことしの通常国会におきまして小規模企業活性化法という法律の中で、中小企業基本法を改正したところでございます。

その中身といたしましては、下の白い丸に書いてございますように、先ほど申し上げたとおりで、小規模に関する基本理念、「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を位置づけたところでございます。下に書いてございますのが、例えば小規模企業の意義につきましては大きく2点。地域における経済の安定、地域住民の生活の向上、交流の促進に寄与するというのと、創造的な事業活動等を行って、将来における我が国の経済社会の発展に寄与するという点を位置づけたところでございます。

それを受ける形で、小規模企業に対する中小企業施策の方針として、この①から③を位置づけたところでございます。

それを受けて、今現在第2弾の検討を進めているところでございますが、4ページ目になりますけれども、改めまして小規模企業事業者の意義ということでございます。我が国企業数421万の約9割を占めている小規模事業者。また、多様な需要に応えることで地域、特に経済あるいは我が国経済、国民生活を支えているということでございます。

特に今後、景気の好循環を全国各地にも行き渡らせるという観点で、特に自立的な経済を地方に構築していくためにも、地域の雇用を支え、潜在的な需要にきめ細かく対応できる小規模事業者の皆様の役割は大変重要だという認識を持っております。

一方、(2)にございますように、小規模事業者の数は先ほど申し上げましたが、大きく減少してございます。10年ほどでやはり60万近く減少してございます。売り上げや利益も悪化しております。その背景にはここに書いてございます、要は我が国を取り巻く経済の構造的な要因が大きく変化している状況の中で、その影響を大きく受けているということがあると思っております。加えて開業率も先ほど申し上げたように大変低迷しております、小規模事業者の平均年齢も上昇しているという実態でございます。

一方、小規模でありながら、世界で活躍されるような事業者さんなどもITを活用、使うような方があらわれているという状況でございます、そういったことを踏まえる形で、我が国の経済社会の構造変化、中長期的な変化を踏まえた上で、地域における重要な経済主体である小規模な事業体を施策の中心に据え、その意義と発展の方向を、長期的な視点から再構成する。基本的な原則・方針を定めることが必要でございます、今後の小規模企業政策の根幹となるような基本法を定めるべきではないかというような論点整理をさせていただいているところでございます。

その際の基本考え方が5ページ目でございます、今、若干重複する部分がございますが、小規模事業者はまさに持続的な経済活動を通じた地域の活力・雇用・付加価値といったものを支える主体である。同時に、事業の継続が地域における人口動態、経済状況に依存しているという観点もございますので、地域全体の活力に支えられる。要するに、お互いに支え合っているような構造があるのではないかとということ。

一方、小規模事業者の中でも、組織体制は整っていないより小さなところでございますが、みずからの知識や技術を生かして事業を行って、国内外で力強く活躍されていらっしゃる方も見られるといった認識のもとに、6ページ目でございますような、とるべき対応策ということで書いてございますが、まず小規模事業者の皆様方としての御対応をどういうふうに進めていかれるのだということを、このように大きく3点整理してございます。

「国内外の潜在的な需要を掘り起こすビジネスモデルの再構築」。(2)として、「地域の雇用を維持・創出するための多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出」。(3)として、地域としてのブランド・にぎわいの創出ということでございます。

その上で、恐縮ですが、7ページ目にいきますと、それを支える中小企業の支援機関、この方々がとっていただくような対応策といたしましては、「事業者の課題を自らの課題ととらえた、事業者の実態に応じたきめ細やかな対応」が今、求められているのではないかと。

さらに、支援機関に加えて行政等を含めたネットワークによる総力を挙げた高度な支援が求められているのではないかとということでございます。さらに私ども国の役割といたしましても、事業体の小ささや多様な業態に着目した小規模事業者の着実かつ円滑な事業運営といったものを支援していく必要があるのではないかと。さらには、366万、非常に多様でございますので、極めて多数な主体への有効な支援策、どのように支援策を行き届かせるかという観点が重要ではないかとということで御議論いただいたところでございます。

こうした御議論を10日の中小企業政策審議会に御紹介したところ、その中で具体的に

は8ページ目でございますけれども、こちらは論点ということで、これをいわば基本法に落とし込んでいく際にどのような論点かというのを大きくお示し、御議論いただいているところでございます。

まず第一に、長期的な政策ということで基本法でございますので、長期的な観点が重要ということで、「長期的な政策の方向性を指し示す『基本原則』をどのように設定するか」ということでございます。これにつきましては、ここに書いてございますように、地域の活性化を図りながら、小規模事業者の事業の持続的な発展を図る。それから、企業体としての組織体制が整っていない小さな企業の着実かつ円滑な事業の運営といったものを基本原則として指し示していくことが必要ではないか、ほかに何があるかという点。

それから、中長期的に政策の一貫性・透明性を担保するために、例えば基本計画を策定したらどうか、その際、何年程度まで見通して計画を定め、どのように見直しを進めていくのか。さらにその際に皆様にわかりやすい政策目標をどのように定めるのかといったことでございます。

こうした御議論をいただいた点につきまして、12月10日の中政審で御意見をいただきました。その概要を簡単に御報告いたしたいと思っております。

9ページ目でございますけれども、まず政策全般につきまして、小規模事業者、きょうも藤田委員から御指摘いただいたと思っておりますけれども、地域活性化は小規模事業者にとって重要であるということで、地域におけるビジネス形態として地域貢献型ビジネス、地域資源型ビジネス、地域の課題解決型ビジネスといったように分類ができるのではないかと。それでしっかりと地域にお金が回っていく仕組みを作成することが重要だということ。

それから、グループを組んで海外展開するといったグループ化の視点が重要であるということ。技術の伝承支援等に力を入れていくべきではないかということ。さらに商店街については、商店街が新陳代謝が重要だということでございまして、商店街の高齢者が例えば廃業されてしまうところについては若い方、元気なシニア層が参加できるようなシステムをつくるべきではないかということ。さらに、その上で何よりも地域の小規模事業者を取り巻く方々、中でも女性の役割は非常に重要ではないかという御指摘があったところでございます。

続きまして、支援体制でございますけれども、中小規模事業者を支援する体制のあり方でございますけれども、小規模事業者自身が長期的な計画を立てて、ひとり立ちができるような支援が重要ではないか。

それから、地域の振興やコミュニティ再生といった「地域支援」、個々の企業の支援に加えまして、こういった地域支援についても重要ではないかという御指摘がありました。

さらに、政策が小規模に浸透していないという問題点があるのではないかと、どう進展させていくのかと、支援体制の形での御指摘がございました。

10ページ目でございますが、新たな基本法に盛り込むべき内容という先ほどの点でございますけれども、やはり基本計画を策定すべきではないか。その中で5年～10年といった

長期的・持続的な政策の実行が重要であるという御指摘がございました。

さらに、その際の目標としては、例えば雇用数で定めるべきではないかということ。それから、支援側は若い方を積極的に登用してはどうかということ。

さらに、小規模事業者がやはり地域コミュニティに貢献しているという内容などを盛り込めないかという御指摘がございました。

その上で、政策の周知・浸透、これはまさに従前から言われていることですが、どのように周知をしていくのか。その際、例えば経営指導員の皆様方にいろいろ御知見をためていただいて、その職員の皆さんが各地に行って御説明されるというのはどうかとか、情報ネットワークの構築、そういった地道な周知活動と IT の活用をコラボさせてやっていくことが重要ではないかといった御指摘がございました。

以上が 10 日の議論の内容でございます。私の説明は以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、まず「中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて」を御討議いただきたいと思います。なお、御発言される方はネームプレートを立てていただいて、御発言いただければありがたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

竹岡委員、よろしくお願いいたします。

○竹岡委員 大変良策で、実務的にも大変な作業だったと思って見ております。私は大学や公的研究機関の仕事もやっております、文部科学省は今、国立大学の機能の見直しとこのをやっており、その中で大学毎に特に重点的に果たすべき役割を大学毎に再定義させているのですけれども、その 1 つの大きな役割として COC、センター・オブ・コミュニティと言いますが、地域に貢献する大学、大学は地域の産業に、地域の中小企業とよく連携して、貢献しなさいということを文部科学省は今、地方の国立大学に求めています。

この資料を見させていただきまして、その中で開発の方向性としていろいろな大学などとの連携ということが書かれています。ちょっと思いましたのは、今までの枠組みの場合には技術、シーズのほうから書いてあるので、中小企業者にとっては自分がどういう技術をやっているかということとはよくわかるので、ある意味わかりやすい。

見直し後は、ニーズ側のほうから書いてあるので、中小企業者とそれと連携して開発する側、大学等は、この内容をよく読み込むといいますか、どういうニーズがあるから開発目標はここに設定してそのために何をしようかということを考えていくという逆方向のプロセスになると思うんです。これをぜひ地域の中小企業者と、それから、連携する大学・研究機関双方にとって非常にわかりやすいものにブレークダウンしていただいて、よく機能するように持っていただきたいとお願いいたします。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

では、西川委員、よろしくお願いいたします。

○西川委員 今の竹岡先生の御発言に触発されて、きょうは余計なことを言うまいと思っ

て松島副大臣ともそういう約束をして来たのでありますが、ちょっとだけ言わせていただきます。かつて当初は大学発ベンチャーということに非常に熱心であって、サミュエル・ボードマン、米国商務次官にわざわざ来日していただいて、そういうことをおやりになったのですよね。立命館大学なんかとても熱心にやっていたのですが、どうもそれが失敗してしまっているような気がしています。今、松島副大臣や私たちが非常に苦勞しているのは、自民党税調で東京の金を法人住民税にまで手を突っ込んで持って行って、地方に配るということでもあります。それよりも、私たちは、やはり中小企業庁や経産省に頑張ってもらって、地方の底力を起業によって起こしていくということが、基本的な政策だと信じているのでございます。こういうことに小規模企業の創業を含めて、ただいまのような新技術との関連で、大学発ベンチャーは非常に重要なのではないかと思うのですが、今、どんな状況になっているのか。

私は今、区長会会長として、東京の権限を守る仕事を事実上させられているわけですが、このままでは、お金を全部持っていかれてしまうのです。特別区の区域では、50兆円、全国の付加価値の2割を生産していても、皆さんが、どんなに頑張ったって、その上がり方を法律を1本変えられることによって、松島副大臣、私たちはいろいろな人に反対してもらおうようにお願いしているけれども、地方の国会議員さんの数が多いものだから、衆寡敵せずでいよいよ本日、きのうとこれが決まって、内々で了承されて、税調でも決まるのだと思いますが、入るべき金が数千億持っていかれるのです。数千億の金があれば防災にも資することもできるし、オリンピックに対しても用意ができるしということを我々言うのだけれども、今、地方の再生のほうが大事だと。だったら、再生を金をばらまくだけではなくて、企業創業でやってもらいたい。つまりお聞きしたいのは、大学発ベンチャーはどんなことになっているか、その1点であります。

○鶴田分科会長 よろしいですかね。

ありがとうございます。ほかに、どうぞ、曾我委員、よろしく申し上げます。

○曾我委員 日本商工会議所から出ております曾我でございます。

2つ申し上げますが、1つ、今回の見直しの方向性については、大変大賛成でございます。特にユーザー産業であります川下の製造業者から見たニーズを的確に捉えるという、これまた大変いいことでございますし、さらには、用途の視点から技術を再生する、この2つにつきましては、大変すばらしい見直しを行われることだと期待がされているところであります。

さらには、政策実行のフロント的役割を果たしております商工会議所といたしまして、実行段階においてやはり産学官、金融を含めた産学官金の連携というのは大変大きな、これについては果たしていくものと思っております。

2つ目といたしましては、技術やものづくりの精神をきちんと伝承させていく必要があるのではないかと思います。以前、前橋の会議所では、若手の経営者が集まりまして、大変経験豊かで、そして実績のある方を塾長に迎えて、ものづくり指南塾というのをづくり

ました。ここにおきまして技術の伝承やものづくりの精神の伝承というものを今図っております。

以上であります。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、浜野委員、よろしく申し上げます。

○浜野委員 東京墨田で金属加工をしております浜野製作所の浜野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

各委員の方々からもいろいろと御意見をいただいておりますけれども、今回の基盤技術の体系整理について、私も非常にいい取りまとめをいただいているなと思っております。実際に中小企業の現場で働く職人さん、技術者も含めてなのですけれども、本当に小さい企業でも、優秀な技術、特化した技術を持ちながらもどんどん数が減っていつている、生き残れないというのが本当に現場に行くと強く感じます。

その中で、やはりつくっている側としては、俺はこの加工を 30 年やっていて誰にも負けない、こんな小さな歯車がつくれるのだと言っても、その会社がどんどんなくなってしまっているというのが、実際的にあるのです。その中でいろいろと考えると、それは中小企業側としてはそうなのだろうけれども、その歯車であったり、その部品、部材がどのような形で役に立っているのか、そういうことまでなかなか考えていかないと売れる製品になっていかないというのは、本当にここ数十年感じているところでありまして、需要側の視点に立って求められる用途ごとにこの技術の体系を整理することは、非常に斬新かついい方向に私もあるのではないかと考えています。

あと、あわせて、測定計測技術ですとかプロセス技術です。こういうものもつくっている側としては非常にいいものをつくれているのだろうけれども、そこに至るまでの工程の管理ですとか生産管理ですとか品質保証、ここら辺のところはまだ日本の小規模企業には不足をしている。こういう法体系整理をもとに、いま一度せつ々しくなりたい技術を持っている日本の中小零細企業、より一層元気になっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、松島委員、よろしく申し上げます。

○松島委員 松島でございます。従来の 22 の技術分野を 11 の技術分野に再整理をされているわけですが、これは大変メッセージ性の高い整理になっていると思います。特にネーミングで御苦労があったのではないかと推察されます。

大変よくできているのですが、伊丹委員からあった新材料技術という言葉についてどうだろうかという問題提起がありましたので、それについて一言だけ申しますと、ほかのところはネーミングにはっきりした方向性を出しているに対して、新技術のところはもう一歩踏み込んで何が新なのかということが表現できるとよいのではないかと思います。絞り過ぎてもいけないし、広げ過ぎてもいけないというのが、こういうネーミングの技だと思います。

うのですけれども、またきょうの議論を踏まえて、事務局で少し検討していただくとい
いのではないかという気がいたしました。

ほかのところは、大変極めてメッセージ性が高いということと、具体的な産業界がど
ういうふうな方向性を目指したらいいかということに対するイメージが湧く名称になってい
ますので、そこの8番のところを再検討されたいかがかと思えます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、大浦委員、よろしくお願いします。

○大浦委員 これは前回のときは医療というのは何なのかわからないみたいな話をさせて
いただいたら、きちんとそうではなくて、細かい表から全部変えていただいて、私もやっ
と納得して、そうか、医療にはこういうものが必要なのだなというのを御説明いただいて、
よく理解いたしました。

もう一つお願いさせていただくとしますと、川上中小企業者等というのと川下製造業者
等と分かれておまして、ここの川下製造業者等の特定の課題及びニーズに関してはと書
いてあるのですけれども、川上のほうが丸抜けしているので、多分、川上のほうもきちん
と書いていただけると、いよいよ自分がどこの位置にいるかというのがわかりやすいので
はないかと思えます。

それともう一つは、ここに大企業が完全に抜けてしまっているのですけれども、実際
には中小企業、中小企業でやれて大きく拡大するというのは難しく、最終的に大企業が介
入したときにその技術、開発費用が出るというのがこの世の中の常ではないかと思え
ますので、そこのところはまるで書いていないのかなと思えます。よろしければ、そこら辺の
ところも検討なさっていただけると、より現実に即したものになるのではないかと思
います。

最後になりますけれども、これはとてもよく書けていると思えますけれども、このボリ
ュームをちゃんと読んで理解できる中小企業事業者の社長はすごく少ない気がします
ので、多分、それがきちんこの下のワンストップ支援体制の中に組み込まれて、かなり
の数のこういう文章を読むのが得意な方々にその間をとっていただけるように、かなり
の数いなければ到底中小企業の社長さんたちはわからないかなと思うので、その支
援体制づくりもお願いしたいなと思えます。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

では、伊藤委員、よろしくお願いします。

○伊藤委員 今の大浦委員の最後のコメントをまさに言いたかったところなのです
けれども、非常に以前のものよりも使いやすい、活用しやすいようなメッセージが
伝わってはきます。確かに難しい言葉がたくさん並んでいるのですぐに入ってくるか
こないかというのと、技術はあれども実際に自己満足で終わってしまう傾向が以
前は強かったような気がするので、しっかりマッチングしてマーケットに出てい
くようなものにつなげるためには、

やはり支援機関、商工会議所さんかもしれないですし、産業技術センターとかという企業と世の中のマーケットをしっかりと見きわめて、あと大企業がどんな動きをされているのかというのが客観的に見られる方たちのお力添えが、これをしっかりと生かすためにはものすごく必要になってくるのではないかと思いますので、その辺のムーブメントを少しつくり出していただければなと思います。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、高田委員、よろしくをお願いします。

○高田委員 皆さんのおっしゃった話と基本的には一緒だということでありませけれども、まず、言葉の使い方で川下、川上とありますけれども、現実には確かにいろいろなものが組み合わせられて、最後になるという発想なのでしょうけれども、現実には逆だと思うのです。要するに、大企業がいろいろな需要を提案して、それに対してできますかということで、中小企業がくっついているというのが現実だと思うのです。したがって、この分類はこれでとても結構なことだし、いいのですが、先ほど来皆さんがおっしゃっているように、問題は中小企業とどういう形でマッチするかというところがまだ十分ではないし、これは我々が現場でいろいろやっていますが、一番難しいところだなと思っています。

ちょっと具体的な例を申し上げますと、iPSの話があります。現在、我々の京都のインキュベーション施設の中に、iPSアカデミアジャパンという会社がありまして、そこで100社ぐらいの会員組織、会員をもちまして協議会を始めたのです。その協議会には、具体的にいろいろな技術を持った方々が中小の方々を含めて集まってくるわけですが、専門のコーディネーターが3人ぐらいいて、彼らのほうから具体的にiPSのこの件は、例えばこのバイオの件はこういうふうな技術があるのだという解説をする。ある意味では翻訳をするのです。そのときに初めて自分の技術が関連がある、自分が使えるということが気がつくという、このプロセスが絶対要なのです。

実は、我々は今、同じような考え方でジェグテックという大企業の需要と中小企業の持っている技術をマッチングさせるというサイトを今、立ち上げようと、来年の4月から立ち上げるということで準備をしておりますけれども、多分このときに一番問題になるのは、大企業側の言っている需要、こういうものが欲しいというときに、このようなレベルのお話が出てくるとしたら、それは多分中小のほうにはきっとわからないだろうと。したがって、そこにどういうふうにして解釈できる人、専門家を入れながらつなげるのかという話を今、考えなければいけないということで、どうやってやるのかということで検討しておりますけれども、いずれにいたしましても、そのところをしっかりとやらないと、これは多分半分で終わってしまって、とりあえず分類はいいが、具体的な技術を結びつけるというところが、いまいち難しくなってくることになるのではないかという危惧をしておりますので、そのところぜひとも一緒にやっていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

では、平野委員、よろしく申し上げます。

○平野委員 税理士会の平野でございます。

各分野とも今後の配慮すべき事項のところに計算書類等の信頼性確保、財務経営力の強化に関する事項ということを入れていただいております。これは非常にありがたい。特に、記載されておりますけれども、「中小企業の会計に関する基本要領」あるいは「中小企業会計に関する指針」については、我々も普及定着を図っておるわけです。我々は中小企業の経営者と接しておりますと、ものすごくアイデアを持っている、夢を持っている経営者がいらっしゃるのです。ところが、こういう数字になりますとおぼつかない、夢に数字がついていかないという方が非常に多いわけです。そこを我々は会計の専門家、税務の専門家としてサポートをしなければいけないという責任を痛感させていただきました。

それと前もお話ししましたが、私は石川県金沢市の出身です。北陸は伝統工芸が非常に盛んではございますが、今、非常に苦慮している状況です。伝統工芸の分野はデザインや意匠等が非常に重要なのです。

例えば世界的に見ますといわゆるブランドというものがございます。あれも毎年新作を出して、そのブランド力で売り上げを継続しているわけです。そういった意味で、そのような視点がどこかにあるのかという思いで見させていただきました意見でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

各委員の方々からいろいろな御意見をいただきましてありがとうございます。ここでコメントをそれぞれの事務局のほうで、1つずつお願いしたいと思います。

○伊丹委員 その前に取りまとめに当たりました人間として、総括的リアクションをして、その後、事務局に詳しいお話を。

今いただきました御意見の中で一番大切なのは、A3 横長の左側の 22 の旧体系からこれ支援対象にしていたわけですから、その現実から右側の 11 の用途別・機能別の技術体系に変わったときに、現場の戸惑いに対する対応ということだったと思います。私は取りまとめに当たって、御相談を受けているときの私の基本的なスタンスは、左の 22 の分野をつくるときの責任者としての一種の反省でございます。これをやっていると例えばめっきをやっているれば支援されると思ってしまう。それは具合が悪い。むしろそういう方たちの中で、右側の体系のようなことを目指す人が手を挙げてほしいという方向性を強く出すのが一番いいのだと。その中で、手を挙げるけれども、よくわからないという人にはぜひ中小企業支援機構を中心に多大なる援助の手を差し伸べてほしい。それが基本的な私の取りまとめのスタンスでございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは事務局、よろしく申し上げます。

○平井課長 かしこまりました。

大きくりのところに関して御説明申し上げたいと思います。まず、これに伴う支援策につ

いて、例えば大学発ベンチャーとか大学を中心としての取り組みでございますけれども、御指摘のとおりこれは予算措置を講じて、いわゆるサポイン事業と呼びますけれども、産学官の連携をこの指針に基づいて支援しているところでございます。

来年度、26年度に向けても現在、財務省に対して予算を要求させていただいているところでございまして、こういった予算を活用しながら産学官連携、特に大学でありますとか、地域の公設地を中心としてのコンソーシアムの活動をぜひ応援していきたいと思っております。

それから、ネーミングについての御指摘ございました。この後、パブリックコメント等のスケジュールもございますので、よりわかりやすく、しかも無意味に広がっていなくて、ちゃんと中身がわかるという言葉の使い方に関しましては、引き続き御指導いただきながら、さらに検討を進めていきたいと思っております。

あと、大企業との関係でありますとか中小企業がこれを見て本当にぴんとくるのかといった部分でございます。この文章は法制上は大臣によります告示文でございますので、どうしても中小企業のものづくりという視点だけを書いていく必要はございますけれども、これをどういうふうに扱うのかという意味ではもっとわかりやすく、あるいは大企業がどういうことを望んでいるのか、大企業側から見たときの視点も必要でございますので、そういったものは法律的な文章とは別に、何かガイドラインみたいなわかりやすい資料でお示しする必要があるだろうと、事務局のほうも考えておまして、シンクタンクに願います等、方策を考えているところでございます。

それから、大企業を含めたマッチングの重要性でありますとか支援の重要性、指摘のとおりでございます。これは私どもだけが頑張ってもできる話ではございません。高田委員から御指摘があったように、ここにお集まりの委員の方々あるいは中小企業の支援に携わっているあらゆる機関にこういったものを御理解いただいて、うまい形でマッチングできる仕組みをつくっていく必要があるだろうということでございまして、例えば、インターネットを使ったような広がりがあるような施策につなげていければと考えております。

最後に伝統工芸的な手法あるいはデザイン性、私は個人的にもそういった部分をできるだけ取り入れたいなと思っておりました。残念ながらヒアリングしていますと、これを担っているところになかなかうまく当たらないところもございまして、事務局作業ももどかしいところがございましたが、例えば、従来のソフトウェアの部分、従来ならばコンピュータが機械に組み込まれたそだけという話でございましたけれども、今回は、いわゆる3DCAD等、設計デザインみたいところにそういったものが使えます。あるいは表面処理のところ、これは伊藤委員に見せていただいたのですけれども、楽器とかの表面に装飾を張ることによって風合いがいい、これを持ちたいという付加価値の高い表面処理をやっている例も見ました。そういったところのデザイン性、感性的なものもできる限りヒアリングして見せていただいたものは盛り込んだところでございます。

○鶴田分科会長 どうぞ。

○蓮井課長 先ほど、西川委員から御指摘のありました大学発ベンチャーについての実態等でございますけれども、これは民間の信用調査機関のデータでございますが、区長がまさにそういう取り組んでいただいたところで、私どもがやらせていただいたときには、2000年を過ぎたぐらいの段階ですけれども、大体50～60社ぐらい、この統計によれば当時操業されているという実態があった。ですが、最近10社、20社程度にとどまっているという状況でございます。

この原因でございますけれども、どうしても技術シーズをベースにするというベンチャーの特性がございますので、技術の開発にどうしても特化する部分がございます。そうすると人材やノウハウの不足ですとか資金面での手当といったところがなかなか手が届かないといったケースが見られるのではないかと私も考えております。現実には売上高がなかなか立っていないと。実際今、このデータのベースになっているのは530社ほどあるのですが、そのうちの7割近くが売り上げが1億円に達しない企業になっているという実態でございます。

実は、今回の競争力強化法でございますが、このベンチャー関係であるいは創業関係で3点やっております、先ほどのあれで言うと、まず私どもまさに区長が言われたような市区町村がベースになって創業を促進するワンストップ体制をつくる。その場合に税制的に言うと、小さい施設はございますけれども、株式会社設立する場合、登録免許税が半分になるといった措置を講じております。加えまして、先ほどちょっと申し上げたベンチャーファンドに投資出資をする、企業さんに対しましてはその投資額の8割の損失準備金を積み立てるといった制度を講じたこと。それから、先ほど私が小さいと申し上げた中小企業の下に国立大学法人等によるベンチャーファンドの出資とございます。これも今回従前は国立大学法人による出資行為ができなかったのですが、国立大学法人にそのお金を積んで、そこから実はベンチャーファンドに出資をするということができるような規定を設けました。これによってそのベンチャーファンドの目きき力を通じて、大学発ベンチャーにもお金が流れる仕組みをつくるということをやっております。まさに区長御指摘のとおり、こういったベンチャー重要だと思っておりますので、こういった体制をつくってやっていきたいと思っております。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

事務局のほう、それでよろしいでしょうか。

それでは、中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術の指定等の見直しについて、取りまとめさせていただきたいと思っております。

本日、御確認いただきました特定ものづくり基盤技術案及び中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針案については、今後パブリックコメントに付すとのことでございますので、これを踏まえまして、必要な修正については事務局は伊丹委員にも相談の上、最終的な策定については分科会長である私に御一任いただき、修正したものをもちまして、最終的な取りまとめとしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

異議がないようでございますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、特定ものづくり基盤技術及び中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針につきましては、後日、本審議会の会長の御同意を経て、中小企業政策審議会の答申とすることといたしたいと思っております。

それでは、残りの2つの報告事項、「産業競争力強化法にかかわる中小企業関連の指針について」と、もう1件は「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会での検討状況について」を御討議いただきたいと思っております。御発言をお願いします。先回と同じようにプレートを立てていただければありがたいと思っております。

どうぞ、曾我委員。

○曾我委員 では、最初に発言をさせていただきます。

特にこの産業競争力強化法についてでございますけれども、これまた基本的に第三者でございますけれども、特に考えますと創業だとか経営改善策、事業再生についての一番窓口として対応しているのは、1つは税理士さんであり、あと1つは金融機関であり、そして、商工会議所というところが大変大きいのではないかと思います。

これらにつきましては、ぜひ会議所といたしましては大変果たすべき役割は大きいなという意識を強く持っております。つきましては、市区町村がこのワンストップ支援体制の中での大きな役割を担っていく、働きかけをする機関という受けとめ方を考えたときには、ぜひ十分な準備ができますように、市区町村に対しましてこのことの周知を早急に行っていただくということがすごく大事ではないかと思っております。

あと1つは、これらのことにつきましては継続性というのもすごく大事なのかなど。特に支援については継続的に行うということが大変大事なことでありますし、この中にもうたっているところがございますので、ぜひこのことについては全く私も同様に考えますので、一過性の施策ではなくて、特に創業につきましてはそれなども多うございますけれども、継続して行うということをぜひ改めてお願いしたいと思っております。

あと3つ目でございますけれども、おっしゃるとおり産業競争力強化といいますと、創業だとか中小企業の経営改善事業の強化というのが中心になるかと思っておりますが、前回のこの会でも申し上げましたように、特に現場にいる者にとりましては、やはりその地域の中で伸びている、伸びようとしている中小企業に対する支援とか指導とか強化ということが本当の意味での産業競争力強化を考えたときには、ものすごく大事なことでありますので、その辺にも強くしっかり光を当て続けていただきたいと思います。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

では、西川委員、よろしく申し上げます。

○西川委員 簡単に。オリンピックについてでございます。オリンピックの経済効果については諸説いろいろあるようでございますが、少なくとも東京都が内々計算しますと、2兆8,000億、雇用で幾らとかというのはあるのですが、具体的にどういう分野でどういうことで小規模企業が参入したり創業できるのかということについてのガイドラインは、残念ながら今の段階では何も出ておりません。

夢のような話があって、カリフォルニアのローズ教授の研究では、貿易が伸びて120兆だとか余りにも乖離があるので、中小企業庁としては本来のお仕事ではないかもしれないけれども、これは東京のオリンピックではないので、日本のオリンピックで、だからこそ、安倍総理、下村大臣が関与されるわけなので、何かヒントのようなものを創業に結びつくようなもの、ロンドンだとかいろいろなところであるいは次のリオデジャネイロでもあるのかもしれないので、そんなものを何かジェットロとかそういうところとの連携で、ガイドラインのようなものを示唆したら、この小規模創業に結びつくのではないかと思つての意見でございますので、御参考にというか、聞き置いていただきたいと思つています。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

ほかには、では、石井委員、よろしくお願ひいたします。

○石井委員 中小企業と地域を連結させて理解しようという試みは非常にすばらしいものだと思つております。私なんかは商店街とかそういうのを中心にやっているのですけれども、地域の成り立ちといった場合に兼業というのが非常に大事だと考えています。家族中心に、魚屋さんをやって、寿司屋さんやって、その横で惣菜屋さんやってと、例えばこういう形です。あるいは店がうまくいなくなったら、それを駐車場に変えたりアパートに変えたりして不動産屋に変わっていくとか、…。地域を支えているのはそういう方々です。お父さんが魚屋をやり、長男が寿司屋をやり、次男が惣菜屋を、長女が駐車場やアパートを経営するというものです。地域に再投資する気持ちをもつたその人たちが地域を支えてくれています。地方においては、決して唐突にベンチャーが出てくるわけではありません。家族による兼業がベンチャーの重要な軸になるというのが大事な視点ではないかなと思つています。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

藤田委員、よろしくお願ひします。

○藤田委員 今の兼業というお話の中で、私もそういう複合型の収入源で事業を営んでおります。高齢者の方であるとか、年金と併用しながら何か地域のコミュニティの中で御商売する、スモールビジネスとかコミュニティビジネスというのですか、そういうような時代にも入ってきたと思うのです。2時間だけ魚屋して、あとはどこかに勤めにいくと。全体の所得をふやして、豊かな過疎の地域でも、人口の少ないところでもそういう副収入源で自然豊かなところで所得を得て、暮らしていくという観点もこれから大事ではないかなと思つております。

もう一つは、都会と地方とかなり人口減少やそういう流れの中で、格差がついていると

いう意味ではないですけれども、現実大変厳しい状況になっております。農商工連携とかそういう六次化とか、そういうのはよく出てくるのですけれども、農林水産連携というか、林業とか漁業の分野というのは、非常にここでは議論されていないと思うのです。

今、中山間地域へ入りますと、やはり山は荒廃しております。そういうところが必ず国の政策をしていく中で、そういう視点が忘れられているのではないかと。そういうものも成り立っていくような、そういうところに光を当てていく分野もこれから必要ではないかなと思っております。

もう一点は、いわゆる地域コミュニティという概念から経済的な側面から切りますと、非常に今回のこれからの小規模企業基本法にしても、コミュニティとか地域とかそういうところへ入ってきたわけでごさいます、いわゆる縦割りでは非常に地域コミュニティ、生活者の視点から非常に難しい問題が出てくるのではないかと。それをどういうふうにコーディネートしていく、そういう部署、それは横串を刺していく、そういうものがあって初めてうまくいくのではないかと。行政の限界もあると思うのです。我々商工会は地域と密着しておりますので、むしろ横だと思っております。そういう人材にしても、個々の経営支援をしていくスペシャリストの質をどんどん高めていくということは当然でありますけれども、やはりそういういろいろな例えば行政とか地域資源とか地域課題であるとか、そういうものをコーディネートして、マッチングしていく人材教育、そういうところの人づくりも私は非常に大切ではないかと思っております、今後、ぜひ力を入れていただきたいということを申し上げさせていただきたいと思っております。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、大浦委員、それで竹岡委員で最後ということにさせていただければ。時間の関係もごさいますので、よろしいでしょうか。

○大浦委員 済みません、この産業力強化法の概要を見させていただいて、あれと思うのは、多分一番大事なものが抜けているのではないのでしょうか。それは皆さん方は例えば規制は緩和したい、これは多分わかっているから書いてある。何がしかの投資のために手助けしてあげたらいい、これもわかっているから書いてある。でも、決定的に抜けているのはある程度のノウハウを持っているとか、ものですね。例えば田舎のおばあちゃんたちが葉っぱビジネスあったではないですか、あれは有名になりましたけれども、ああいうところになぜあれが成功したかという、やり方を知っている人が介入しているのだと思うのです。成功したものだけが成功事例で出てくるから、失敗したものにはなかなか目がいけないのだらうと思うので申し上げますけれども、私のところに、実は熊本で、ちょっと話があって、ベンチャーしたいみたいな発表会があった。ものすごくいいわけです、すばらしかったです。だって、どれぐらいぶち上げているかという単式簿記はおかしいと言うのです。自分は公認会計士になってこの国の制度を変えてやるというのです。凄くないではないですか。その中で一人おもしろいなと思う女の子がいて、その子は熊本大学の創

業センターみたいなところで今、勉強していますというわけです。

ちょっとおもしろいから一緒に御飯食べようと。そこで、まるでその子が何も知らないことを私が知るわけです。なぜかという、教えているのが大学の先生だからなのです。済みません、ごめんなさい、私はひどいことを言ったかもしれませんが、ビジネスをやったことのない人が教えるので、ビジネスモデル・ジェネレーションのあの表は教えられないのです。だけれども、あれのこことここがこうつながるのだというのがビビットに教えられないので、どうにもこうにもならないのです。

それで、ひどいことをいっぱい申しあげましたけれども、私はこれをやっても、ここが大きく抜けていたら、せっかくここまできれいにつくってあるのに、絶対ワークしないと思うのです。これもこのままいってしまうかもしれませんが、やり方を知っている人がやり方を知らない人に何がしかの方法でアクセスできるような方法、そして、教えてあげられるような場をつくらないと。実はビジネスは完全にセオリーどおりにいくのです。私は自分が中小企業でこれだけやらせていただいて、完璧にセオリーどおりにいくのです。だけれども、自分のエゴだったりとかいろいろな正しくない方法でいくから、セオリーのとおりにならないだけなのです。

そのとおりにやって成功した人間の話を書かないと、何のこっちゃわからないのです。そうしたら、やれた人間にはやれた人間の決定的なほかの人と違うノウハウがあるのです。私はきのうトヨタの名誉会長の張さんの話を聞きに来ました。決定的にトヨタは持っている。中小企業が大きくなるというノウハウを私はいただきました。私になれるかどうかはわからない。だけれども、張さんの話を聞かなければわからないのです。そして100人が張さんの話を聞いたら、少なくとも中小企業の人間で5人ぐらいはやり方がわかる。

私はとにかく中小企業のぼつぼつ成功している人間もいるし、中小企業から、トヨタだって最初は小さかったわけだから、そこから大きくなったというノウハウを持っている人はいるわけです。それが抜けていますよね、どこにあるのですか、あればいいのですけれども、どうもその場を設定する部分が私には見えなかったもので、あれば教えてください。後でもいいです。

○鶴田分科会長 後でよろしいですか。

○大浦委員 ぜひこれがないと絶対うまくいかないと思います。以上です。

○鶴田分科会長 それでは、竹岡さん。

○竹岡委員 大浦委員にあおられている感じが。西川委員の、特にオリンピック関係のジェットロからの情報共有みたいなお話とか、藤田委員のお話とか、今の、大浦委員のお話とも共通しているのですけれども、都道府県レベルであれば、自分たちの中にそれなりの専門家がいますよ、と「自前主義」でできる。

それを市町村レベルにおろすと、それはより身近にはなってきたけれども、他方では市町村はそんなに専門家をフルセットでそろえられる訳では全くない。そうすると自前主義からの脱却になると思うのです。何が言いたいかというと、市町村の支援で求められるの

は自分でフルセット持つとかいう方向性ではなく、むしろ連携の窓口みたいなもので、例えば、ジェットロとかオリンピック関係であれば、他国の情報をどうやって市役所の担当の方がジェットロの方と連携して、それを広報できるか、とか。専門家の例で言えばたとえば UL 規格とか、今、電気製品の輸出を使用と思うと、各国のいろいろな規格があるのですけれども、あれを知っている専門家は本当にいなくて、しかも民間でやっている事業者は高いので、とてもではないけれども、中小企業や創業ベンチャーはあんなお金払えないし、ものすごく人材が不足しているが、本当に必要な専門家というのはいるのです。それから、事業計画を本当に書ける、単純に絵を描くではなくて、本当に実現性があるって、本当のもうかるところまで、実行のところまで落とし込めるような事業計画をちゃんと考えられる人という専門家とか、が本当に必要。「自前主義」をもう脱却せざるを得ない、そうすると市町村の役割というのは、もう自分が窓口になって連携しましょう、あらゆるリソースを自分のところに引っ張ってきましょう。例えば、大浦さんのおっしゃったようなトヨタの素晴らしい人であれば、そういう方を呼んで、その地域の中小企業に例えばいろいろ聞いてもらうとかあるのだと思うのです。それは市町村ごとの話だと思いますけれども、そういう支援の機関のあり方という性格の位置づけが変わるのではないかなと思いました。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

○西川委員 私は大浦さんの御意見に全く賛成です。それから、竹岡さんの御意見も全く賛成です。23区では安藤関東局長と御相談をして、3人の職員を23区担当者にしてもらいました。各区と経産省とのパイプ役をしてもらうのです。今、竹岡先生のお話のとおりフルセットで持つことは到底不可能でございます。したがって、経産省と3人では細い糸ですが、とりあえず3人。これを言うとほかの道府県からうちもいいのではないですか、それで。私はそういうふうにして、協力関係ができて、専門家を御指導いただいて、東京も今のレベルを維持する、地方に新しい創業が芽生える。これこそ経済産業省が基本的にやるべきアベノミクスのベースだと私は思いますよ。そういうことを我々は努力しております。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

貴重な意見、まだあると思いますけれども、時間の関係でちょっとここで意見をとめたいと思っております。それでは、今の委員の方々のコメントに対して、事務局で簡単によりしくお願いします。

○蓮井課長 非常に御意見ありがとうございます。

今のワンストップの話でございます。皆様からいただいたのでございますけれども、大浦委員御指摘の場は実は1枚目は先ほど言いましたように、小さく書いてあるのですが、場が見えにくくて恐縮でございますので、2枚目のこちらのワンストップ支援、先ほど話がございましたが、これが実は私ども場として提供したいと思っております。ここが今、竹岡先生からお話がありました、要は、市町村だけで全部抱えるということを私たちは想定しておりません。これはむしろ市町村が民間のノウハウをいかに活用するかということで

ございまして、まさに地域に存在する商工会、商工会議所さん、あるいはもちろん地銀さんや信金さん、さらには地域にはほかにもいろいろな民間の団体がございます。そういった方々のネットワークをちゃんとつくっていただくということが重要だと思っております。そのまさに取りまとめ、まさにつないでいただくところを市区町村にお願いしたいということで考えているわけでございます。

ここでまさに特にその中でも、ここに創業支援メニュー、先ほど説明し忘れしましたけれども、このメニューをつくるのがございますが、こういったものでまさに創業後、例えば5年間はなかなか黒字が出ないというデータがございます。この創業後のアフターファイブなんかをちゃんと支援していくところまでコミットしていただいて、それをまさに継続していくといった取り組みについて、私どもこれを認定させていただくということを考えておまして、その際には先ほど申し上げた税制等の支援措置がつくということで、この場づくりをいかに全国展開していくのか。

成功事例が幾つかございます。まさに西川区長やっただいていますし、東京のほかの区でもやっているところがございます。さらには、静岡で言うと富士市というところが産業支援室で頑張っておられます。神戸でも創業支援コンシェルジュというのが、市を中核としていろいろな民間ノウハウを使って、まさに身近なそういった単位での支援をやっておられます。こういったものをいかに全国展開するかということが重要かと思っております。先ほど西川委員からお話になったような地域でそういった地域創業活性化することで、地域における新陳代謝を図っていく。これが地域におけるアベノミクスの重要な一側面と私どもは認識しております。そういった意味で、この場づくりが重要だと認識して、取り組んでいきたいと思っております。

それからあと、もちろん創業だけというわけでは当然ございませんで、特に地域と中小連携は非常に重要だということに加えて、ものづくり等も含めた支援措置は、先ほどちょっとお配りさせていただいておりますけれども、今般の補正予算等の措置におきましても、さらに力を入れて支援していくということでございまして、よりそれによって競争力を強化していく、成長性を高めていくところについてのサポートをしたいということでございます。

あと、もう一つ大きな話といたしまして、要するに兼業とか、地域と中小規模を結びつけていくときの兼業というコンセプトがございました。非常に重要な御指摘と思っております。私も以前地方に出向したときに、1人の社長さんが何社も会社を兼業するというのがございましたので、こういったところも含めまして、今後のこの検討にもさらにそういった視点も含めてよく検討してまいりたいと思っております。

済みません、時間があれですので、以上でございます。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

それでは、これら報告事項に関する意見については、事務局は今後の検討に生かしていただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、ここで今までの討議の中で、松島副大臣に御意見等いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○松島副大臣 今日もいろいろありがとうございました。意見の前にちょっと1つだけPRをさせていただきたいと思います。皆様にお配りしました資料の恐らく下のほうに埋もれていると思います。参考資料1、参考資料2、先週12月5日に決めました補正予算の案の中身を書いてあります。中小企業政策。特に参考資料1は事業者の目線で作成しております。例えば、ものづくりの補助金も今までもものづくりだったのを商業とサービスに拡大したり、あるいは小さな企業向けの枠を設けたり、皆様方からいろいろな議論が出たことを、取り込ませていただきました。

ちょっと私自身が普通の人を読んでわかりやすい言葉にということで随分直しをさせましたので、大体読みやすくなっていると思いますので、周りの方々にもお披露目いただければと、ほとんど文責は松島になっておりますので、御覧いただければ光栄です。

それともう一つ、画期的な内容があるので皆様から周りにお伝えさせていただきたいと思います。最後のページですけれども、個人保証、一度日経の一面で大きく書いてくれましたが、個人保証についてです。

中小企業の社長が倒れたときには、大体の方が担保に家その他全財産がとられているので、身ぐるみはがされて、何もなくなって追い出される。これだけはなくしたいという思いを私もずっと持ってまいりました。

中小企業庁と金融庁でガイドラインを作りました。日商さんと全銀協に実態のところをやっていただきました。その中で、破綻しても、例えば74歳で破綻したら、その人及び配偶者が亡くなるまでは、白金のすごいお屋敷とかは別として、華美ではない下町の小さい家みたいなところはずっと住んでていいと、ただ子供には譲れないことにします。また、これまでですと法的整理のときだけ99万円、3カ月分の生活費を手元に残せましたが、今後は年齢などによって違いますが、この99万円に加えて100万円から360万円の生活費を残すことができる。それ以外の分の無理な分の借金は返さなくていいという仕組みを、ガイドラインをつかって、2月から実施いたします。同様に、これから新しくお金を借りる場合にも、法人と個人の会社が区別されている場合には、経営者の個人保証を求めないというガイドラインをつくりましたので、これは必ず実施されるように政権挙げて我々が責任を持って、金融機関を見張っていきたいと思っております。ぜひ御注目いただければと思っております。

参考資料2のほうは、補正予算の全体の概要でございます。なお、今、いろいろお話のありました中で、うまくいった人の事例を聞く、同時に失敗した人の事例も聞くというのはそのとおりでございまして、私も大浦さんからルールどおりやれば成功するというお話を聞きながら、もっと若いころにビジネスを手を挙げていれば、私もできたのではないかなと思っていただければと思います。

こういったことを広めていくスポット、認定支援機関といろいろ書かれているんですけ

れども、私はどっちかという市や区の区報とか市報を多くの人が見ると思います。これに様々な記事を書いていただくことが重要です。

同時に区役所や市役所の職員の方々、関東経済産業局は今、お話がありましたように3人のスタッフが23区を担当することとなりましたけれども、ほかの産業局でもそういう形にやりまして、その言い方は悪いんですけども、自治体の職員の方をトレーニングするというか、自治体の職員の方が逆に進んでいるところだったら、産業局のほうで学ばせていただく。

海外からの投資については、ジェットロは9月から外国の企業がやってきたときに、どの役所のどの局へ行けばいいかということを考えて、全部通訳も含めてお連れするという事業も9月に始めました。これと同じような考え方で自治体の職員の方がいざというときにどこに連絡をすればいいか、どこに連絡をとったらいいかという窓口がわかるようなルートをつくれるように、これは各経済産業局及び高田さんのところの中小企業基盤整備機構にもお願いして、ずっとこれをつくっていききたいなと思っております。

先日、官邸で年末資金繰り対策というか、中小企業金融円滑化法がなくなった後どうなっているかを議題とする各省の副大臣の集まった会合、世耕副長官が主催してございました。ここでも私、申し上げたのですが、年末に全国各都道府県に1カ所ずつ、東京だけ3カ所ですけども、倒れかけてもう首つる、どうするかみたいな気持ちの人の相談に乗るというところを設ける。その新聞広告を事前に打つということになっているのですけれども、それでは、そこまで見てやって来れない、北海道の端っこの方が札幌にやってこれないということも生じます。そこで、自治体や信金の方々などの代表にいろいろな国の施策を、経済産業省や県庁で勉強してもらって、各自治体でいろいろなことを伝える機能、最低限のことはやっていただくように連携をとってまいりたいと思っております。

東京オリンピックについては、いろいろな人が夢と希望。東京の人間だけでなく、北海道に行ってもどこに行っても、この機会に何かもうけるチャンスはないかということを経営の方も観光も商業もいろいろ伝統工芸の方もおっしゃいます。それをどういうことがあるかという、これも本当に役所ばらばらになっていきますけれども、中小企業庁が創業とか中小企業の分野でも夢のあるプランを何とか、また仕事をふやしてしまいますけれども、つくって、単に東京のオリンピックではない、日本中の6年後の夢のあるプランのためのことをやってまいりたいと思います。

以上です。

○鶴田分科会長 ありがとうございます。松島副大臣に大変有意義なお話をいただきました。ありがとうございます。

それでは、次に、がんばる中小企業・小規模事業者・商店街の表彰について、審議したいと思います。冒頭、事務局から御説明があったとおり、非公開の議事とさせていただきますので、ここで報道関係者、傍聴者につきましては、係の誘導に従って、御退室をお願いしたいと思います。恐縮でございます。よろしく申し上げます。

(報道関係者、傍聴者退室)

以下、非公開

審議終了後、

○鶴田分科会長 ありがとうございます。

異議がないということで、そのようにさせていただきたいと思います。

委員の皆様には活発な御議論ありがとうございました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。事務局さん、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○矢島部長 分科会長、どうもありがとうございました。

本日は本当に長時間にわたり多くの議題がありました。本当に御熱心に御議論いただきましてありがとうございます。

今、分科会長からもございましたように、本日お諮りしました特定ものづくり基盤技術及び中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針、それとがんばる中小企業・小規模事業者・商店街の最終選定者につきましては、分科会長と相談の上、取りまとめをさせていただきたいと存じます。最終的な取りまとめ結果につきましては、別途事務的に各委員の皆様方に御報告を申し上げたいと思います。本日は活発な御議論、大変ありがとうございました。

次回には、書面審査ということできょう御説明いたしました指針などを書面審査という形でやらせていただくことを予定しております。

以上をもちまして、中小企業政策審議会第2回中小企業経営支援分科会を閉会したいと存じます。まことにありがとうございました。